

1 実施事項名	公共施設使用料の見直し			2 担当課	各関係課 (主:教育委員会)								
3 現状・問題点・必要性(なぜやるのか)	現在公共施設の使用料は、大部分町民は無料となっている。受益者負担の原則に立ち、使用料の見直しを図る。												
4 対象等(なにを・だれを)	公共施設使用料												
5 実施内容(何をどのようにやるのか)	受益者負担の適正化を図るため、使用料の見直しを検討する。												
6 成果(どうなるのか)	財源の確保。受益者負担の適正化。												
7 活動指標(何をどれだけやるのか)	指標名	目標値	定義・算定式	8 工程表(いつ完了するのか) 上段:計画 下段:実績									
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	~				
	庁内検討会の実施。	3回	平成20年3月までに検討会を開き方針を決定する	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
	検討結果に基づく推進		検討の結果、使用料の見直しが必要という結論に至った場合、料金設定を行い、実施に向けて準備する。										
9 効果額(いくら節減できるのか)	(単位:万円)												
10 達成率(いくら達成できたのか)	(単位:%)				20								
11 実施状況(どうやったのか)	17年度	庁舎内検討会は行っていないが、平成17年度において指定管理者制度により管理できる施設を選定し、条例等を見直した。施設使用料については、基本的に従来通りの料金設定とした。町が使用料を徴収する施設のほとんどが教育委員会所管施設となった。											
	18年度	検討会において、普通財産(建物)を他団体が使用している場合、電気、水道等の経費についても使用者が負担すべきとの立場から、旧小学校の利用者について、平成19年度から実費相当部分を負担してもらうこととした。											
	19年度												
	20年度												
	21年度												